

諮問

一般廃棄物処理手数料の見直しについて

説明

1 家庭ごみ有料指定袋制度導入について	(頁)
(1) 導入の目的・意義	1
(2) これまでの経緯	1
(3) 現在の手数料について	1
(4) ごみ排出量について	2
2 指定ごみ袋の価格について	3
3 令和5年度以降の手数料について〔事務局案を含む〕	
(1) 可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料(指定ごみ袋の価格)について	3
(2) 可燃ごみ処理手数料(自ら搬入する場合)および動物の死体処理手数料 について	3
(3) 大型ごみ処理手数料について	3
(4) 特定家庭用機器廃棄物処理手数料について	4

【別冊資料】

- ① ごみ排出量全体の推移
- ② ごみ排出量全体(ごみ種類別)の推移
- ③ 家庭ごみと事業所ごみの排出量の推移
- ④ 人口と世帯数の推移
- ⑤ 家庭ごみ排出量(可燃ごみ収集分)
- ⑥ 家庭ごみ排出量(プラスチックごみ収集分)
- ⑦ ごみ処理にかかる経費と原価計算(令和元年度審議会資料)
- ⑧ ごみ処理にかかる経費と原価計算
- ⑨ ごみ袋収入とごみ処理経費について
- ⑩ 周辺自治体における指定袋の料金
- ⑪ 負担軽減措置
- ⑫ 山陰主要都市の可燃ごみ搬入手数料
- ⑬ 大型ごみ処理手数料改定一覧表
- ⑭ 鳥取県東部周辺自治体のごみ減量化施策

1 家庭ごみ有料指定袋制度について

(1) 導入の目的・意義

ごみ処理費用の一部を直接負担していただくことにより、分別の徹底、ごみの減量、リサイクルを促進・継続する。

(2) これまでの経緯

時期	説明
平成14年度	可燃ごみ指定袋制を導入 規則で規格を定め、市の承認を受けた業者が製造・販売 店頭販売価格 … 指定袋大(45ℓ)：1枚10円前後(税込)
平成17年5月	廃棄物処理法に基づく国の「基本方針」改定により、地方公共団体の役割として「一般廃棄物処理の有料化の推進」が新たに盛り込まれる。
平成18年度	鳥取市清掃審議会において、平成19年10月からの家庭ごみ収集の有料化を答申。19年3月に条例改正。
平成19年10月	家庭ごみ収集の有料化スタート(可燃ごみ、プラスチックごみ)
平成23年度	鳥取市環境審議会 平成24～26年度のごみ処理手数料を審議・答申。 →【据え置き】
平成25年度	鳥取市環境審議会 平成26年4月消費税改定時(5%→8%)のごみ処理手数料を審議 →【据え置き】
平成26年度	鳥取市環境審議会 平成27年10月消費税改定時(8%→10%)のごみ処理手数料を審議 →【28年度まで据え置き】※改定(10%)は平成31年10月に延期
平成28年度	鳥取市環境審議会 平成29～31年度のごみ処理手数料を審議 →【据え置き】
平成31年度 (令和元年度)	鳥取市環境審議会 令和2～4年度のごみ処理手数料を審議 →【据え置き】令和元年10月の消費税改定後も同額とする

(3) 現在の手数料について

○ 鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(抜粋)

第29条 市長は、別表に定める一般廃棄物の処理を行ったときは、占有者から同表に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。

別表(第29条関係)

区分		額
可燃ごみ	①市が収集し、運搬する場合	指定袋 大(45ℓ) 1枚につき60円 指定袋 中(30ℓ) 1枚につき40円 指定袋 小(20ℓ) 1枚につき30円 指定袋 極小(10ℓ) 1枚につき15円
	②市長が指定する処理施設へ自ら搬入する場合	積載量が10kgまで 1台につき120円 積載量が10kgを超えるときは、1台につき120円に10キログラム又はその端数を増すごとに120円を加算した額
③プラスチックごみ		指定袋 大(45ℓ) 1枚につき30円 指定袋 中(30ℓ) 1枚につき20円 指定袋 小(20ℓ) 1枚につき15円
④大型ごみ		容量、重量、形状、処理の方法、処理の困難性等を勘案し、品目ごとに3,000円以内で規則で定める額
⑤特定家庭用機器廃棄物(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン)		品目ごとに3,000円以内で規則で定める額
⑥動物の死体		1頭につき1,000円

・令和4年4月1日から新可燃物処理施設「リンピアいなば」で可燃ごみ全量受入れを開始した。このことに伴い、同日以降は上記②⑥については、鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例第2

条別表 3 可燃物処理手数料により「搬入物の重量 10 キログラムにつき 120 円」を適用する。

- ・神谷清掃工場はリンピアいなばの本稼働まで待機施設として存続しているため、条例の一部改正は同工場廃止と同時期に行う。
- ・古紙、資源ごみ(ビン、缶)、小型破碎ごみ、ペットボトル、白色トレイ、乾電池、蛍光管については、処理手数料を徴収しない。

(4) ごみ排出量について

区 分	平成 18 年度 (人口 199,448 人)	令和 3 年度 (人口 183,645 人)	増減
ごみ総排出量 (事業所ごみ含む)	76,515 t	57,961 t	△24%
1人1日あたりのごみ排出量	1,051 g	865 g	△18%
家庭ごみ排出量 (可燃ごみ収集分)	36,813 t	25,591 t	△30%
家庭ごみ排出量 (プラスチックごみ収集分)	2,625 t	2,583 t	△2%
家庭ごみ総排出量 (小型破碎、資源ごみ、古紙等含む)	48,065 t	33,716 t	△30%
1人1日あたりの家庭ごみ排出量	660 g	503 g	△24%
事業所ごみ排出量	28,450 t	24,245 t	△15%

*市が収集しない資源回収は除く

- ① 家庭ごみ(可燃ごみ収集分)は、有料化により、人口減少幅以上に減少している。
- ② 家庭ごみ(プラスチックごみ収集分)の減少幅はわずかであるが、可燃ごみ及び小型破碎ごみからの分別が浸透してきているためと考える。
- ③ 各地域やスーパーマーケット等で民間が行っている古紙回収BOXの普及により、ごみステーションで収集する古紙の量が現在ではピーク時の1/5まで減少している。
- ④ 令和2年度に実施した「事業所ごみの透明袋化」の効果と新型コロナウイルス感染症拡大により、事業所ごみが大幅に減少した。

2 指定ごみ袋の価格について

基本的考え方

有料化に際して、先行する多くの自治体が採用していた、「ごみの収集・処理に要する総費用の1割」を手数料設定の基本とし、袋の規格(容量)により可燃ごみの袋の価格を設定しています。

また、プラスチックごみの袋については、分別の徹底を促す観点から、可燃ごみの袋の半額に設定しています。

① ごみ1 tあたりの処理費用(A)を算出

$$A = \frac{1,519,512 \text{ 千円}}{\text{年間のごみ処理経費}} \\ \text{家庭ごみの総排出量} \\ 33,716 \text{ t}$$

$$= 45,068 \text{ 円/t}$$

1 t の処理単価は 45,068 円

⇨ 1 kg の処理単価は 45.068 円

ごみ処理経費 1,519,512 千円の内訳

・収集運搬費(委託費)	983,123 千円
・処理施設経費(運転委託費、修繕費等) (但し按分で家庭ごみ分[5.2%]としたもの)	199,973 千円
・不燃物処理費(東部広域行政管理組合)	336,416 千円

② 1ℓあたりのごみ処理経費(B)を算出 [ごみの比重:0.3 kg/ℓ(厚労省データ)による]

$$B = 45.068 \text{ 円/kg} \times 0.3 = 13.52 \text{ 円/ℓ}$$

③ 指定ごみ袋(可燃 大:45ℓ) 1袋あたりの処理費用(C)を算出

$$C = 13.52 \text{ 円/ℓ} \times 45\ell = 608.4 \text{ 円}$$

1袋の代金 = 60.8 円 (Cの1割)

3 令和5年度以降の手数料について (事務局案を含む)

(1) 可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料(指定ごみ袋の価格)について(事務局案)

有料化制度を導入して以降、ごみの排出量は減少傾向が続いており、今後も減少していくことが見込まれます。

また、リンピアいなば(新可燃物処理施設)の稼働延長に伴い、正確な経費算出できないことや、令和5年度以降に鳥取県東部広域行政管理組合において可燃ごみ処理手数料(自ら搬入する場合)について審議されることなどを考慮して、令和5～7年度の手数料を据え置きたいと考える。

(2) 可燃ごみ処理手数料(自ら搬入する場合)および動物の死体処理手数料について

令和4年4月1日から新可燃物処理施設「リンピアいなば」で可燃ごみ全量受入れを開始したことに伴い、鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例第2条別表3可燃物処理手数料により「搬入物の重量10キログラムにつき120円」を適用しています。鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例で該当する箇所について、令和5年度に廃止します。

(3) 大型ごみ処理手数料(事務局案)

大型ごみ処理手数料は、「品目ごとに3,000円以内で規則に定める額」としており、品目ごとに処理手数料(運搬費用+処分費用)を定めています。平成26年度には、市民からの意見や本市大型ごみ受付センター委託業者への照会から、特に改定が必要とされた品目について見直しを行いました。

現行手数料の「重量の整合性」や「規定」、「品目ごとの分別解体作業の有無」及び「その解体作業時間」等について見直しを行いました。そのうち、改定が必要な品目につきましては、料金改定が必要と考えます。(別冊資料⑬)

(4) 特定家庭用機器廃棄物処理手数料について(事務局案)

特定家庭用機器廃棄物処理手数料については、特定家庭用機器再商品化法の施行に係る特定家庭用機器廃棄物（冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、テレビ、エアコン）を本市が収集運搬する場合の収集運搬手数料です。（別途、メーカーリサイクルによる再商品化料金〔リサイクル料金〕が必要です。）

収集運搬手数料の考え方は、平成12年度の鳥取市清掃審議会で「3,000円以内とし、品目ごとに額を定めることが適当である。」の答申を受けた後、今日まで下記の通りとなっています。

これについては、大型ごみ処理手数料との均衡、本市手数料以外に別途再商品化料金〔リサイクル料金〕の負担が発生することなどを考慮し、現行料金を据え置きたいと考えます。

品 目	収集運搬料金（円）	
冷蔵庫、冷凍庫	3,000円	
洗濯機、衣類乾燥機	2,500円	
ブラウン管式テレビ	15型以下	1,500円
プラズマ・液晶テレビ	16型以上	2,500円
エアコン	3,000円	